

第10章 保護観察対象者の動向

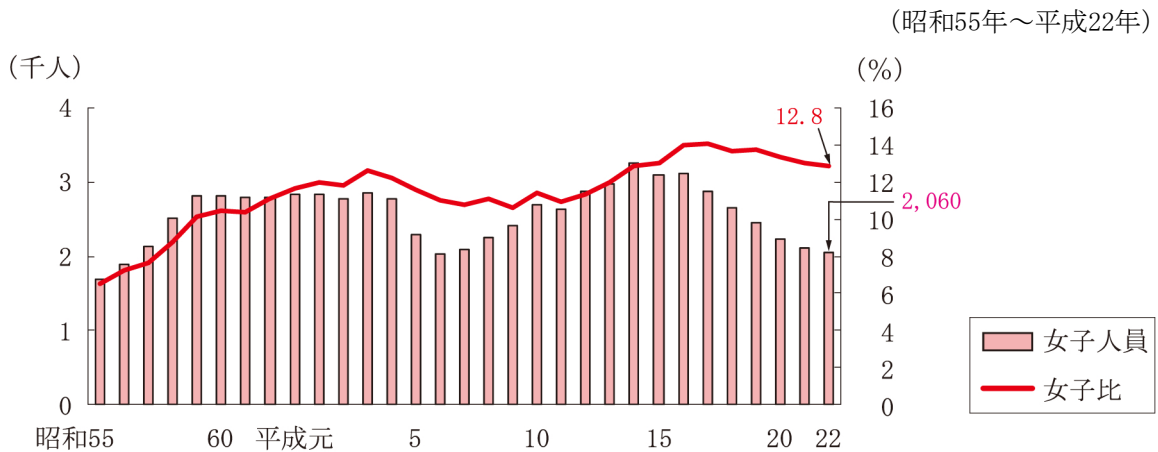
本章では、女性の保護観察対象者の動向について、男性と比較しながら概観する。

第1節 保護観察処分少年

1 保護観察開始状況

女子の保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付された者をいい、交通短期保護観察の対象者を除く。）について、昭和55年以降の保護観察開始人員及び女子比の推移を見ると、10-1-1図のとおりである。

10-1-1図 保護観察処分少年 保護観察開始時の女子人員・女子比の推移



- 注1 保護統計年報による。
 注2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 注3 「女子比」は、保護観察処分少年に占める女子の比率である。

女子の保護観察処分少年は、平成3年の2,855人のピークと14年の3,259人のピークの2つのピークを挟み、緩やかに増加・減少を繰り返した後、17年以降6年連続で減少し、22年は2,060人（前年比2.2%減）であった。

女子比は、昭和55年から58年までは毎年10%未満であったが、59年に10%を超えて以降は、毎年10%台前半で推移し（平成17年の14.1%が最高）、平成22年は12.8%（前年比0.2pt低下）であった。

2 非行名別の動向

(1) 殺人及び放火

殺人及び放火による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、人数が極めて少なく、年によって変動が大きい。平成22年の殺人及び放火による同人員は、それぞれ0人、3人であった(CD-ROM資料39参照)。

(2) 強盗

強盗による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成9年から15年にかけて大幅に増加し、15年に77人に達したが、その後は減少し、19年以降は20人前後の低い水準で推移し、22年は、12人(女子比8.6%)であった(CD-ROM資料39参照)。

(3) 傷害

傷害による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、昭和55年は49人であったが、その後徐々に増加傾向を示し、平成14年に553人に達した。その後、減少に転じているが、22年においても281人と以前に比べると高い水準にある。女子比は、昭和55年は3.8%と低かったが、59年に10%を超えてからほぼ毎年10%から15%の間で推移し(最高は平成14年の16.3%)、平成22年は12.8%であった(CD-ROM資料39参照)。

(4) 窃盗

窃盗による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、昭和55年から平成9年まで400人から600人前後で推移していたが、14年から800人を越える水準で推移し、22年は880人(前年比1.1%増)であった。

女子比は、昭和55年以降緩やかな上昇傾向にあり、平成19年以降は毎年13%前後で推移し、22年は13.0%であった(CD-ROM資料39参照)。

(5) 詐欺

詐欺による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、昭和55年から平成12年までほぼ毎年20人未満で推移していたが、16年から30人を越える水準で推移し、22年は40人(前年比5.3%増)であった。しかし、男子の人員が14年から増加していることを受けて、女子比は、目立った上昇傾向はなく、13年以降おおむね20%から30%前後で推移している(CD-ROM資料39参照)。

(6) 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、昭和59年の377人と平成9年の357人をピークとして増減を繰り返したが、同年以降おおむね減少傾向にあり、18年からは毎年100人を下回り、22年は43人であった。しかし、男子の減少の程度が大きいため、女子比は上昇し、8年以降毎年50%を超え、22年は71.7%であった(CD-ROM資料39参照)。

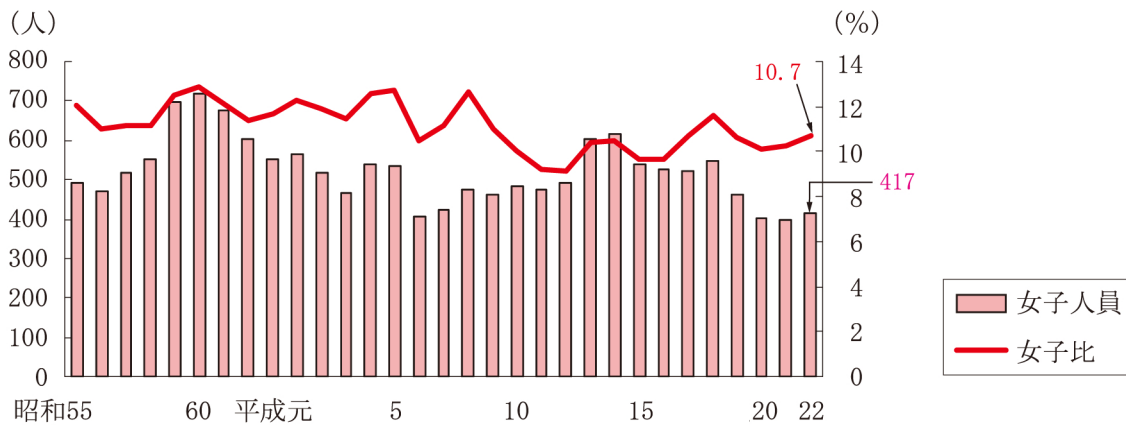
第2節 少年院仮退院者

1 保護観察開始状況

女子の少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者をいう。）について、昭和55年以降の保護観察開始人員及び女子比の推移を見ると、10-2-1図のとおりである。

10-2-1図 少年院仮退院者 保護観察開始時の女子人員・女子比の推移

（昭和55年～平成22年）



注1 保護統計年報による。

注2 「女子比」は、少年院仮退院者に占める女子の比率である。

女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、昭和55年以降、400人前後から700人前後の間で推移している。少年院仮退院者も、保護観察処分少年と同じく、平成19年以降は比較的低い水準で推移し、22年は417人（前年比5.3%増）であった。

女子比は、9%から13%の間で推移し、平成22年は10.7%（前年比0.5pt上昇）であった。

2 非行名別の動向

(1) 殺人及び放火

昭和55年以降、殺人による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、おおむね10人以下であり、放火による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、10人未満で推移しており、いずれも少ない（CD-ROM資料40参照）。

(2) 強盗

強盗による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成9年から15年の間に急増したが、18年以降は減少傾向にある。22年は、12人であり、女子比3.9%であった（CD-ROM資料40参照）。

(3) 詐欺

詐欺による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、昭和55年以降、10人未満で推移しており、少ない。一方、男子は、平成17年以降大きく増加しており、女子比は、それ以前に比べて、総じて低くなっている(CD-ROM資料40参照)。

(4) 傷害

傷害による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、昭和55年以降おおむね増加傾向にあったが、平成16年の90人をピークに減少傾向を示し、19年以降は、50人から60人の間で推移し、22年は53人(前年比5.4%減)であった。また、女子比は、14年以降10%前後で推移し、22年は8.6%であった。昭和55年においては、女子の少年院仮退院者総数に占める傷害による者の比率は、2.6%であったが、その後、上昇傾向にあり、平成11年以降10%を超えている(CD-ROM資料40参照)。

(5) 窃盗

窃盗による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、昭和60年の144人をピークに、その後緩やかな減少傾向を示し、平成14年から再び増加傾向となった。17年以降、100人前後の水準で推移し、22年は、95人(前年比2.2%増)であった。

女子比は一貫して4%前後から7%の間で推移し、また、女子の少年院仮退院者総数に占める窃盗による者の比率は、一時期を除き、おおむね20%前後で推移しており、大きな変動がない(CD-ROM資料40参照)。

(6) 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、緩やかな増減を繰り返した後、平成14年以降減少傾向となり、19年からは100人を下回り、22年は、88人(前年比6.0%増)であった。昭和55年における女子比は32.5%であったが、平成13年以降50%を超えており、22年は65.2%であった。女子の少年院仮退院者総数に占める覚せい剤取締法違反による者の比率は、9年に42.2%を占めるに至ったが、その後、低下し、22年は21.2%であった(CD-ROM資料40参照)。

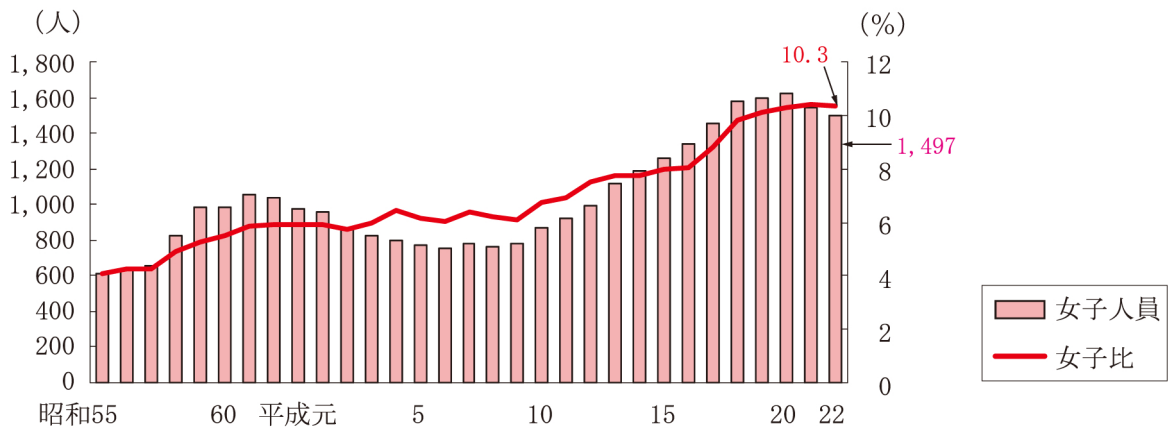
第3節 仮釈放者

1 保護観察開始状況

女性の仮釈放者（仮釈放を許されて保護観察に付されている者をいう。）について、昭和55年以降の保護観察開始人員及び女性比の推移を見ると、10-3-1図のとおりである。

10-3-1 図 仮釈放者 保護観察開始時の女性人員・女性比の推移

（昭和55年～平成22年）



注1 保護統計年報による。

注2 「女性比」は、仮釈放者に占める女性の比率である。

女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、昭和55年以降おおむね増加傾向にあり、平成20年（1,625人）をピークに若干の減少に転じたが、以後も高い水準で推移しており、22年は1,497人（前年比3.2%減）であった。その増加により、女性比は、昭和55年以降、緩やかな上昇傾向にあり、平成22年は10.3%（昭和55年（4.1%）に比べ6.3pt上昇）であった。

2 罪名別の動向

(1) 殺人

殺人による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、昭和55年以降、50人前後と横ばい状態で推移し、平成22年は55人であった。女性比は、昭和55年から60年ころまでは10%前後で推移していたが、その後、上昇傾向を示し、平成22年は20.1%であり、放火と並んで女性比が高い(CD-ROM資料41参照)。

(2) 強盗

強盗による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、平成7年（15人）を除き、毎年10人以下で推移していたが、12年（17人）に10人を超えて以降は、増加傾向にあり、特に18年以降は毎年30人前後と比較的高水準にあり、22年は27人（前年比18.2%減）であった。

女性比は、平成11年までほぼ毎年2%未満であったが、14年以降は3%を超えて推移し、

22年は3.6%（前年比0.5pt低下）であった（CD-ROM資料41参照）。

（3）傷害

傷害による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、全体の人員が少ないが、平成12年以降おおむね増加傾向にあり、15年以降ほぼ毎年20人を超えている。22年は、18人（前年比43.8%減）であった。

女性比は、昭和55年から平成8年までおおむね2%未満で推移していたが、18年以降は3%を越えて推移し、21年は5.1%にまで上昇した。22年の女性比は3.2%であった（CD-ROM資料41参照）。

（4）放火

放火による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、少ないながらも増加傾向が見られ、平成12年以降はほぼ毎年20人以上で推移しており、22年は、30人（前年比14.3%減）であった。女性比は、元年までほぼ毎年10%未満であったが、その後上昇し、20年以降は20%を超え、22年は23.4%（同7.3pt低下）であった（CD-ROM資料41参照）。

（5）窃盗

窃盗による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、昭和55年以降100人から300人までの間で推移していたが、平成15年に300人を超え、19年以降は毎年500人を超えて、高水準で推移している。22年は529人（前年比2.4%減）となり、対昭和55年比でみると約3倍と増加傾向が明らかである。

女性比は上昇傾向にあり、昭和55年から平成12年までの間は5%未満で推移していたが、19年以降は10%前後で推移し、22年は10.5%であった（CD-ROM資料41参照）。

（6）詐欺

詐欺による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、平成11年以降、おおむね増加を続けて15年に100人を超えた後、ほぼ毎年100人前後で推移している。22年は119人（前年比35.2%増）であった。

女性比は、昭和55年の5.7%から長期的には上昇し、平成11年以降10%前後で推移しており、22年は9.7%（前年比1.6pt上昇）であった（CD-ROM資料41参照）。

（7）覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、昭和55年は266人であったが、徐々に増加し、59年以降、500人台から600人台で推移した後、平成元年から緩やかに減少した。その後、10年から増加傾向となり、13年から500人を超える高水準で推移し、22年は533人（前年比1.3%減）であり、昭和55年の約2倍である。

女性比は、昭和55年の10.2%から緩やかに上昇し、平成22年は17.0%（前年比0.1pt上昇）であった（CD-ROM資料41参照）。

3 罪名別構成比

昭和55年から平成22年までの5年間隔で、仮釈放者の保護観察開始人員の罪名別構成比の上位5罪名を男女別に見ると、10-3-2表のとおりである。

10-3-2表 仮釈放者の罪名別構成比（男女別）

（昭和55年，60年，平成2年，7年，12年，17年，22年）

① 女性

年次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
昭和55年	覚せい剤	(43.2)	窃盗	(28.6)	詐欺	(10.1)	殺人	(8.4)	放火	(1.9)
60	覚せい剤	(58.1)	窃盗	(19.6)	詐欺	(8.6)	殺人	(5.2)	横領	(1.8)
平成2	覚せい剤	(52.2)	窃盗	(20.9)	詐欺	(7.1)	殺人	(6.6)	放火	(2.7)
7	覚せい剤	(50.9)	窃盗	(18.7)	詐欺	(7.6)	殺人	(5.8)	業過 道交法	(2.4)
12	覚せい剤	(49.4)	窃盗	(18.7)	詐欺	(8.7)	殺人	(6.8)	放火	(2.4)
17	覚せい剤	(36.8)	窃盗	(30.6)	詐欺	(9.3)	殺人	(3.4)	入管法	(2.5)
22	覚せい剤	(35.6)	窃盗	(35.3)	詐欺	(7.9)	殺人	(3.7)	放火	(2.0)

② 男性

年次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
昭和55年	窃盗	(33.6)	覚せい剤	(16.0)	業過	(8.7)	詐欺	(7.0)	道交法	(5.6)
60	窃盗	(31.7)	覚せい剤	(26.4)	業過	(7.3)	詐欺	(7.1)	道交法	(4.5)
平成2	窃盗	(30.9)	覚せい剤	(28.0)	業過	(6.6)	詐欺	(6.3)	道交法	(4.3)
7	窃盗	(32.2)	覚せい剤	(26.7)	詐欺	(6.2)	業過	(5.4)	道交法	(4.3)
12	窃盗	(32.1)	覚せい剤	(26.5)	詐欺	(5.8)	業過	(4.4)	道交法	(4.3)
17	窃盗	(34.5)	覚せい剤	(20.6)	詐欺	(6.4)	業過	(4.9)	道交法	(4.7)
22	窃盗	(34.7)	覚せい剤	(20.0)	詐欺	(8.5)	強盗	(5.6)	傷害	(4.2)

注1 保護統計年報による。

2 ()内は、男女それぞれの仮釈放者に占める罪名別人員の比率である。

3 「横領」は、遺失物等横領及び背任を含む。

4 「業過」は、業務上過失致死傷及び重過失致死傷である。

5 同率の罪名がある場合には、基本的には5罪名目までを掲載し、6罪名目からは、5罪名目と同率で並んでいる場合のみ掲載している。

全ての年次において、男性も女性も覚せい剤取締法違反と窃盗の構成比が高いが、男性では窃盗が最も高いのに対し、女性では覚せい剤取締法違反が最も高く、これら2罪の順位が男女で逆である。女性では窃盗及び覚せい剤取締法違反の2罪名による仮釈放者が全女性仮釈放者の約7割を占め、男性（5割から6割の間）と比べると、この2罪名に集中している傾向がうかがわれる。また、平成22年の覚せい剤取締法違反及び窃盗の構成比を見ると、女性では、それぞれ35.6%、35.3%であって、その差は0.3ptであり、男性（14.7pt差）と比べ、この2罪名の比率の差が小さい。

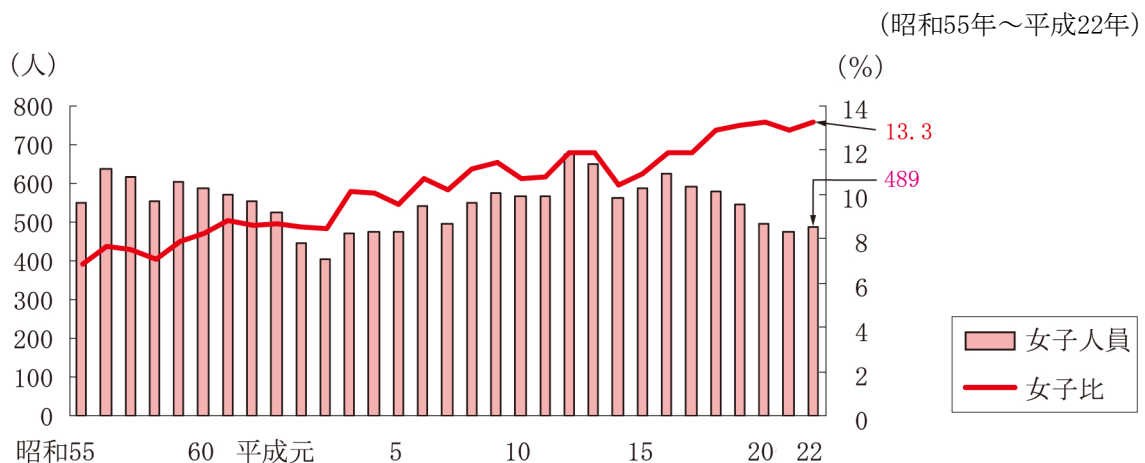
また、3位以降を見ると、女性では、詐欺、殺人の順となっており、男性のように業務上過失致死傷が上位5罪名にない一方で、殺人の構成比が高い(CD-ROM資料43参照)。

第4節 保護観察付執行猶予者

1 総数

女性の保護観察付執行猶予者（刑の執行を猶予されて保護観察に付された者をいう。）について、昭和55年以降の保護観察開始人員及び女性比の推移を見ると、10-4-1図のとおりである。

10-4-1図 保護観察付執行猶予者 保護観察開始時の女性人員・女性比の推移



注1 保護統計年報による。

注2 「女性比」は、保護観察付執行猶予者に占める女性の比率である。

女性の保護観察付執行猶予者について見ると、昭和55年以降400人台から600人台の間で推移し、平成22年は489人（前年比2.9%増）であった。男性の保護観察付執行猶予者が昭和55年から平成22年の間に42.5%に減少しているのに比べ、女性においては比較的増減が少ない。

女性比は、仮釈放者と同様に、昭和55年（6.8%）以降上昇傾向にあり、平成22年は13.3%であった。

2 罪名別

(1) 殺人及び放火

殺人による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員はほぼ毎年20人未満で推移しており、少ない。女性比は、ほぼ毎年30%以上で推移しており、同年の検挙人員における女性比よりもおおむね高い比率で推移している。

放火による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は平成14年まではおおむね15人未満で推移していたが、15年からはほぼ毎年20人を超えており、若干の増加傾向がうかがわれる。女性比も、昭和55年から平成10年までの累計で18.9%であったのに対し、11

年から22年までの累計では30.1%であり、上昇傾向がうかがわれる(CD-ROM資料42参照)。

(2) 強盗

強盗による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、平成18年までは5人以下であったが、19年以降は毎年5人以上となり、若干の増加傾向にあることがうかがえる(CD-ROM資料42参照)。

(3) 傷害

傷害による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、人数が少ないながらも増加傾向がみられ、平成3年までの間は10人未満で推移していたが、16年以降はほぼ毎年20人以上で推移しており、22年は20人(前年比25.9%減)であった。

女性比は、長期的に上昇傾向にあり、平成15年まで4%未満で推移していたが、16年以降はほぼ毎年5%前後以上で推移し、22年は6.4%であった(CD-ROM資料42参照)。

(4) 窃盗

窃盗による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、平成13年まで100人台で推移していたが、14年以降はほとんどの年で200人を超えており、22年は211人(前年比11.1%増)であった。同年の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員を昭和55年と比較すると、男性では約半分(52.1%)であるのに対し、女性では136.1%である。

女性比は上昇傾向にあり、平成13年までの間は10%未満で推移していたが、14年以降はほぼ毎年10%を超えており、22年は15.4%であった(CD-ROM資料42参照)。

(5) 詐欺

詐欺による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、昭和55年以降、おおむね20人台から30人台で推移しており、女性比もおおむね10%前後で推移している(CD-ROM資料42参照)。

(6) 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、昭和60年までほぼ毎年300人台で推移していたが、平成15年以降は200人を下回っており、22年は152人(前年比10.9%増)であった。男女間の人員の差は経年とともに小さくなってきている。

女性比は、男性の人員が女性に比べて大きく減少していることから、上昇しており、昭和59年までは20%未満であったが、平成15年以降はほぼ毎年30%を超えている(CD-ROM資料42参照)。

3 罪名別構成比

昭和55年から平成22年までの5年間隔で、保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員の罪名別構成比の上位5罪名を男女別に見ると、10-4-2表のとおりである。

10-4-2表 保護観察付執行猶予者の罪名別構成比（男女別）

(昭和55年, 60年, 平成2年, 7年, 12年, 17年, 22年)

① 女性

年次	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
昭和55年	覚せい剤 (50.4)	窃盗 (28.2)	売防法 (5.8)	詐欺 (4.7)	殺人 (2.9)
60	覚せい剤 (56.0)	窃盗 (25.0)	詐欺 (4.8)	殺人 (3.1)	業過 (2.2)
平成2	覚せい剤 (47.5)	窃盗 (29.5)	詐欺 (4.5)	業過 (2.5)	
7	覚せい剤 (52.8)	窃盗 (22.4)	道交法 (4.5)	売防法 (2.5)	
12	覚せい剤 (50.1)	窃盗 (24.0)	詐欺 (6.0)	道交法 (3.8)	殺人 (2.8)
17	覚せい剤 (42.5)	覚せい剤 (27.0)	詐欺 (5.2)	道交法 (4.0)	傷害 (2.2)
22	窃盗 (43.1)	覚せい剤 (31.1)	詐欺 (4.9)	放火 (3.9)	
			傷害 (4.1)		
			放火		

② 男性

年次	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
昭和55年	窃盗 (29.7)	覚せい剤 (19.4)	道交法 (15.3)	業過 (8.9)	傷害 (5.4)
60	窃盗 (32.1)	覚せい剤 (18.7)	道交法 (12.3)	業過 (9.2)	傷害 (5.2)
平成2	窃盗 (34.0)	覚せい剤 (13.9)	道交法 (13.2)	業過 (8.8)	傷害 (7.5)
7	窃盗 (36.2)	覚せい剤 (19.2)	道交法 (11.0)	傷害 (6.0)	業過 (5.0)
12	窃盗 (33.1)	覚せい剤 (17.2)	道交法 (8.9)	傷害 (8.3)	恐喝 (5.6)
17	窃盗 (39.5)	覚せい剤 (8.8)	傷害 (8.2)	道交法 (7.8)	詐欺 (5.7)
22	窃盗 (36.4)	覚せい剤 (10.0)	傷害 (9.2)	道交法 (6.0)	詐欺 (5.8)

注1 保護統計年報による。

2 ()内は、男女それぞれの保護観察付執行猶予者に占める罪名別人員の比率である。

3 「業過」は、業務上過失致死傷及び重過失致死傷である。

4 同率の罪名がある場合には、基本的には5罪名目までを掲載し、6罪名目からは、5罪名目と同率で並んでいる場合のみ掲載している。

男女のいずれでも窃盗及び覚せい剤取締法違反の構成比が高い。男性では、いずれの年次においても窃盗の比率が最も高く、次いで覚せい剤取締法違反である。女性では、平成12年までは覚せい剤取締法違反が5割前後と顕著に高い構成比を占めていたが、17年以降は窃盗が4割以上と最も高い構成比を占めるようになり、覚せい剤取締法違反は3割程度まで低下してきている。保護観察付執行猶予者において、この2罪名の比率を合計すると、いずれの年次でも、女性では、約7割以上であり、男性（約5割）に比べて高く、女性においては、窃盗及び覚せい剤取締法違反の2罪名に対する集中度が高い。

それ以外の罪名については、男性では、道交法違反、業過（業務上過失致死傷及び重過失致死傷）、傷害等が上位5罪名に上がるのに対し、女性では、殺人、放火、売春防止法違反が上位5罪名に入っている(CD-ROM資料43参照)。